



子どもたちの「笑顔」と「安全・安心」

「安濃小学校いじめ防止基本方針」を改定しました。

平成30年4月1日に「三重県いじめ防止条例」が施行されたことを受け、今年度、「安濃小学校いじめ防止条例」を改定しました。

全文をホームページに掲載し、ここでは主な点（下線付きの部分）をお知らせいたします。

1 いじめに対する基本認識

(4) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

児童等は、いじめを行ってはならない【いじめ防止対策推進法第4条(いじめの禁止)】

5 早期解消に向けて

(6)いじめが解消した後も、子どもの精神的なケアを行い、保護者と継続的に連絡を行う。

① いじめに係る行為が止んでいること、及びいじめを受けた子ども及びその保護者が心身の苦痛を感じていないという2つの要件を満たす「解消」まで、徹底的に守り通し、その安全と安心を確保する。

(7)再びいじめが発生しないよう、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

① 解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた子ども、及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察していくようにする。

7 特に配慮が必要な子どもについての対応

(1) 学校として特に配慮が必要な子どもについて、日常的に当該子どもの特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の子どもに対する必要な指導を組織的に行う。

「いじめのサイン発見シート」の活用を

いじめがあれば、お子さんの毎日の生活の中で、それまでとはちがった行動や態度が現れます。普段と違う、様子が変だ。そんなサインを見逃さないよう、何かあったときは「学校、家庭、その他の関係者と連携し、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる（三重県いじめ防止条例第9条）」よう、学校・家庭・関係者が一体となっていじめの解決に取り組んでいく必要があります。

そこで、「あれ？」もしかしてと、お子さんの行動や態度等で心配に思われることがありましたら、「いじめのサイン発見シート」等を参考に、学校までお知らせください。

インターネットを利用できる環境にあるご家庭は、「いじめのサイン発見シート」で検索いただくと、ご覧いただけます。